

## 水の時代

内山 勝久

### ■水を巡る諸問題

毎年8月1日は「水の日」である。これまでも8月1日は「水の日」とされていたが、今年3月に成立した「水循環基本法」によりこれが法定化された。設研の視点（第19回）「日本の水景」でも指摘されているが、水を巡っては考えるべきことが多い。地球上に存在する水（約14億km<sup>3</sup>）のうち、河川等で利用可能な淡水は0.01%程度でしかない。世界の水需要は人口増や経済成長に伴って増加しており、海外での水汚染や水不足は世界各地に影響する。わが国は水資源が豊富と思われがちだが、農畜産物輸入を通じて海外から実質的に水を輸入しているとも考えられ（バーチャル・ウォーター）、その量は国内での水使用量に匹敵するとも言われる。報道によると、国内各地で外国資本による水源地を含む森林買収の動きもある。今後温暖化で降雨のパターンが変化すると、水の争奪戦は一層激しくなると予想される。21世紀はまさに水の時代である。

水資源に対する社会的関心が高まるなか、これまでのわが国の水政策は、水源地の森林は林野庁、河川は国土交通省、上水道は厚労省、工業用水は経産省、農業用水は農水省など、縦割りのなかで行われてきた。水循環基本法はこれを是正し、目的にある「健全な水循環の維持・回復」を実行するものとして期待される。また、同法は「循環」を強調することで地下水などを含めていることに特徴があり、地下水を含む水が「国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いもの」（第3条2）と謳っている。

### ■社会的共通資本としての水資源

民法による見解では、地下水は土地所有者に帰属する。所有者が不在地主の場合や所有者不明の場合があるものの、地下水が共有資源であるならば、管理上は土地所有者に何らかの責務を負わせることが望ましいが、水循環基本法では明確な定めはない。また、別の観点として、共有資源はすべての利用者が自己の利益のみを考えて行動すると過剰利用が生じ、結果的に資源が劣化するという「共有地の悲劇」問題が生じるおそれがある。地下水は地下を流れる川であり、上流の土地所有者は自己の利益のみを考慮するのではなく、下流の利用者への影響を考慮した地下水の利用をする必要がある。すなわち、共有資源である地下水脈や川などの水資源を適切に維持・管理して持続可能な形で利用するには、ルールや制度が重要な意味を持つことになる。さらに、水源涵養機能を持つ森林の保全は生物多様性保全や温暖化対策にも貢献する。こうした一連のシステムは宇沢弘文・東大名誉教授が提唱する「社会的共通資本」の範疇に属するものとなる。水循環基本法を基に今後個別の政策を検討していく上で、社会的共通資本の考え方は示唆に富むものとなろう。

2014年8月18日